

業務委託契約書（案）

1 業務委託の名称	(仮称) 道路防災情報システム調達検討業務											
2 履行場所	奈良県県土マネジメント部道路マネジメント課											
3 履行期間	令和 年 月 日から 令和 8 年 3 月 1 9 日まで											
4	業務委託料			十億			百万			千		円
	うち取引に係る地方税及び地方消費税の額											
5 契約保証金												

上記の委託業務について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別途の条項によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書を 2 通作成し、受発注者双方が記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

ただし、本書を電磁的記録で作成する場合は、発注者及び受注者が電子署名を行った上、各自その電磁的記録を保管する。

令和 年 月 日

発注者 住所 奈良県奈良市登大路町 30 番地
氏名 奈良県知事 山下 真

受注者 住所
氏名

第1章 総則

(契約の目的)

第1条 発注者及び受注者は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、本契約書に附属する仕様書、仕様書に添付された文書及び提案書並びにその他の書類で明記したすべての内容（以下「仕様書等」という。）に従い、日本国の法令を遵守し、（仮称）道路防災情報システム調達検討業務を完了の上、仕様書に定める成果物（以下「成果物」という。）を発注者の指定する場所に納入する業務（以下「本件業務」という。）を請け負い、発注者は、その対価を受注者に支払うものとする。

(本件業務の契約期間等)

第2条 本件業務の契約期間、成果物の納入期限、納入場所その他詳細な条件は、仕様書等のおりとする。

(契約の保証)

第3条 受注者は、契約締結と同時に契約期間で発生する金額総額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、受注者が次の各号のいずれかに該当するものであるときは、発注者は契約保証金を免除することができる。

- (1) 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した者であり、その保険証券を発注者に寄託している者
- (2) 過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した者である等、将来契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる者

2 前項の契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもってこれに代えることができる。

- (1) 契約保証金に代わる担保となる有価証券
- (2) 銀行又は発注者が確実と認める金融機関の保証を証する書面

3 受注者が納付した契約保証金（その納付に代えて提供された担保を含む。）は、契約の履行後これを還付する。

(代金)

第4条 発注者は、受注者に対し、仕様書等に従い、本件業務に対する対価に消費税額及び地方消費税額（消費税法（昭和63年法律第108号）第28条第1項及び第29条並びに地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、算出した額）を加算した額（以下「代金」という。）を支払うものとする。なお、本契約に基づき支払う代金の合計金額を「契約金額」という。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第5条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

2 受注者は、成果物（仕様書に定めるもののほか、未完成の成果物及び業務を行う上で得られた記録等を含む。）を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

(一括再委託等の禁止)

第6条 受注者は、業務の全部を一括して第三者に委託または請け負わせてはならない。

2 受注者は、再委託する場合には、受注者が本契約を遵守するために必要な事項について再委託先に義務を負わせるとともに、再委託先に対し、再々委託先等（再々委託先及びそれ以下の委託先をいう。また、再委託先及び再々委託先等を総称して再委託先等という。以下同じ。）とのすべての委託関係において、本契約を遵守するために必要な事項について義務を負わせるものとする。

3 受注者は、再委託先等の行為について発注者に対してすべての責任を負うものとし、本契約終了後も有効に存続するものとする。

(仕様書等の疑義)

第7条 仕様書等と本契約書において同一の事項について別の定めがある場合であっても双方が効力を有するものとする。ただし、明らかな矛盾がある場合、仕様書等が優先されるものとする。

2 受注者は、仕様書等に疑義がある場合は、速やかに発注者の説明を求めるものとする。

3 受注者は、前項の説明に従ったことを理由として、本契約に定める義務の履行の責めを免れない。ただし、受注者がその説明の不適當なことを知って、速やかに発注者に異議を申し立てたにもかかわらず、発注者が当該説明によることを求めたときは、この限りでない。

第2章 契約の履行

(監督)

第8条 発注者は、本契約における適正な本件業務を受けるため、必要がある場合は、調査職員を定め、受注者の作業場所等に派遣して業務内容及び発注者が提供した資料等の保護・管理が、適正に行われているか等について、発注者の定めるところにより監督をさせ、受注者に対し必要な指示をすることができる。

- 2 受注者は、調査職員の職務の遂行につき、相当の範囲内で協力するものとする。
- 3 調査職員は、職務の遂行に当たり、受注者が行う業務を不当に妨げないものとする。
- 4 監督を受けるのに必要な費用は、代金に含まれるものとする。

(指示等及び協議の書面主義)

第9条 この約款に定める指示、催告、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除（以下「指示等」という。）は、書面により行わなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、発注者及び受注者は、同項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、発注者及び受注者は、既に行った指示等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付するものとする。
- 3 発注者及び受注者は、この約款の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

(履行報告)

第10条 受注者は、仕様書に定めるところにより、この契約の履行について発注者に報告しなければならない。

(成果物の納入)

第11条 受注者は、遅滞なく成果物を仕様書等に指定する態様及び方法で、発注者に納入するものとする。

(検査)

第12条 発注者又は発注者が検査を行う者として定めた職員（以下「検査職員」という。）は、前条の規定により納入された成果物を受理した日から起算して10日以内に、発注者の定めるところにより検査を行い、合格又は不合格の判定をするものとする。

- 2 発注者は、前項の規定により合格又は不合格の判定をした場合は、速やかに受注者に対し、その結果を通知するものとする。

なお、前条の規定により納入された日から起算して14日以内に通知をしないときは、合格したものとみなす。

- 3 受注者は、検査職員の職務の遂行につき、相当の範囲内で協力するものとする。
- 4 検査を受けるのに必要な費用は、代金に含まれるものとする。
- 5 発注者は、前各項に定める検査に関する事務を第三者に委託することができる。この場合、発注者は、適宜の方法により受注者にその旨通知するものとする。なお、第三者への委託の費用は、発注者の負担とする。

(所有権の移転)

- 第 13 条 本契約に基づく成果物の所有権は、前条に規定する発注者の検査に合格し、発注者が受領したときに受注者から発注者に移転するものとする。
- 2 前項の規定により成果物の所有権が発注者に移転したときに、発注者は受注者の責めに帰すべからざる事由による成果物の滅失、毀損等の責任を負担するものとする。

(代金の請求及び支払)

- 第 14 条 受注者は、第 13 条第 1 項による発注者の行う検査に合格したときは、支払請求書により検査に合格した部分に関する代金を発注者に請求するものとする。
- 2 発注者は、前項に定める支払請求書を受領したときは、受領した日から起算して 30 日（以下「約定期間」という。）以内に代金を支払うものとする。なお、金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。

(支払遅延利息)

- 第 15 条 受注者は、発注者が約定期間内に代金を支払わない場合は、約定期間満了の日の翌日から支払いをする日までの日数に応じ、未支払金額に対し、年 10.75 パーセントの割合で計算した額を、遅延利息として発注者に請求することができる。ただし、約定期間に支払いをしないことが天災地変等やむを得ない事由による場合は、当該理由の継続する期間は、約定期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。
- 2 前項の規定により計算した遅延利息の額が 100 円未満である場合は、遅延利息を支払うことを要しないものとする。
 - 3 発注者が第 13 条第 1 項に定める期間内に合否の判定をしない場合は、その期間を経過した日から合否の判定をした日までの日数は、約定期間の日数から差し引くものとし、また、当該遅延期間が約定期間の日数を超える場合は、約定期間は満了したものとみなし、発注者は、その超える日数に応じ、前 2 項の計算の例に準じ、第 1 項に定める利率をもって計算した金額を受注者に対して支払うものとする。

(履行期限の猶予)

- 第 16 条 受注者は、本件業務の履行期限（成果物の納入期限を含む。以下同じ。）までに義務を履行できない相当の理由があるときは、あらかじめ、その理由及び履行完了予定日を発注者に

申し出て、履行期限の猶予を書面により申請することができる。この場合において、発注者は、履行期限を猶予しても、契約の目的の達成に支障がないと認めるときは、これを承認することができる。この場合、発注者は、当初定めた履行期限を超過したことを理由として、発注者が承認した履行期限まではこの契約を解除しないものとする。

(遅延損害金)

第 17 条 受注者が履行期限までに義務を履行しなかった場合、受注者は、前条に定める履行期限の猶予の承認の有無にかかわらず、当初の履行期限から起算して、履行完了した日までの日数に応じて、契約金額に法定利率年利 3.0% を乗じて得た遅延損害金を発注者に支払うものとする。ただし、その金額が 100 円未満であるときは、この限りでない。

2 受注者は、前項の規定による遅延損害金のほかに、第 24 条第 1 項の規定による違約金が生じたときは、受注者は発注者に対し当該違約金を併せて支払うものとする。

(履行期限に関する通知)

第 18 条 受注者は、本件業務の履行期限までに契約の履行を完了することができなくなった場合は、直ちにこの旨の理由を記載した書面により発注者に通知するものとする。

2 発注者は、前項の通知を受理したときは、直ちに本件業務に関する必要な措置（第 20 条（契約の変更）、第 22 条（事情の変更）又は第 23 条（契約の解除等）等）をとるものとする。

第3章 契約の効力等

(契約不適合)

第19条 本件業務において受注者が発注者に納入した成果物について、種類、品質又は数量が発注者の仕様書等の内容に適合しないものである場合、発注者は、受注者に対し、その修補、代替物、又は不足分の提供による履行の追完（以下、手段を問わず総称して「履行の追完」という。）を請求することができる。なお、受注者は如何なる場合であっても、発注者の選択と異なる方法で履行の追完をする場合は、発注者の事前の同意を得るものとする。

2 前項に規定する場合において、発注者が、相当の期間を定めて履行の追完を催告し、その期限内に履行の追完がないときは、発注者はその不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。

3 前2項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、発注者は、受注者に対して第1項に定める履行の追完の催告なく、直ちに代金の減額を請求することができるものとする。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 本件業務の性質又は仕様書等の内容により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者が前項の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

4 前3項の規定は、発注者の受注者に対する損害賠償請求及び解除権の行使を妨げないものとする。

5 本件業務において受注者が発注者に納入した成果物の種類又は品質が発注者の仕様書等の内容に適合しない場合については、発注者が不適合を知った日から1年以内にその旨を受注者に通知しないときは、その不適合を理由として、履行追完請求権、代金減額請求権、損害賠償請求権及び解除権を行使できないものとする。ただし、受注者が成果物の納入の時にその不適合を知り、又は重大な過失により知らなかったときは、この限りではない。

6 第1項に定める履行の追完に必要な一切の費用は、受注者の負担とする。

第4章 契約の変更等

(契約の変更)

第20条 発注者は、本件業務が完了するまでの間において、必要がある場合は、仕様書等の内容その他受注者の義務に関し、本契約に定めるところを変更するため、受注者と協議することができる。

2 前項の規定により協議が行われる場合は、受注者は、見積書等発注者が必要とする書類を作成し、速やかに発注者に提出するものとする。

(事情の変更)

第21条 発注者及び受注者は、本契約の締結後、天災地変、疫病の流行、法令の制定又は改廃、通信の品質その他の著しい事情の変更により、本契約に定めるところが不当となったと認められる場合は、本契約の内容を変更するため、協議することができる。

2 前条第2項の規定は、前項の規定により契約金額の変更に関して、協議を行う場合に準用する。

(契約の解除等)

第22条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、催告を要さず直ちに本契約の全部又は一部を解除することができる。この場合、発注者は受注者に対してそれまでに履行された本件業務の代金及び費用を原則として支払う義務を負わない。ただし、解除の時点までにおける成果物が発注者にとって有益になると発注者が判断した場合、受注者との協議により、当該成果物を納品した上で、当該成果物に係る代金及び費用（発注者が受ける利益の割合に応じた額に限る）を支払うことができるものとする。

(1) 受注者が、成果物の納入等完了期限の定めがある義務について、完了の期限までに本件業務を完了しないとき又は完了期限までに本件業務を完了する見込みがないと発注者が認めたとき。

(2) 受注者が正当な事由なく解約を申し出たとき。

(3) 本契約の履行に関し、受注者若しくは再委託先等又はこれらの役員若しくは従業員に不正の行為があったとき。

(4) 前各号に定めるもののほか、受注者が本契約の規定に違反したとき。

(5) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条文及び第31条において同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条文及び第31条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に業務委託料債権を譲渡したとき。

2 発注者は、前項の規定により本契約を解除した場合において、代金の全部又は一部を受注者に支払っているときは、その全部又は一部について期限を定めて返還させることができる。

(違約金)

- 第 23 条 受注者は、前条第 1 項の規定により、本契約の全部又は一部を発注者により解除された場合は、違約金として解除部分に対する価格の 100 分の 10 に相当する金額を発注者に対して支払うものとする。ただし、その金額が 100 円未満であるときは、この限りではない。
- 2 前項の規定による違約金のほかに、第 18 条第 1 項の規定により遅延損害金が生じているときは、受注者は発注者に対し当該遅延損害金を併せて支払うものとする。
- 3 第 1 項の規定は、発注者に生じた損害の額が、違約金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき、賠償を請求することを妨げないものとする。

(受注者の解除権)

- 第 24 条 受注者は、発注者がその責めに帰すべき事由により、契約上の義務に違反した場合には、相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。
- 2 前項の規定は、受注者が受注者に生じた実際の損害につき、賠償を請求することを妨げない。

(損害賠償)

- 第 25 条 発注者及び受注者は、本契約の履行に関し相手方の責めに帰すべき事由により損害を被った場合、相手方に対し損害賠償を請求することができるものとする。

(知的財産権の帰属)

- 第 26 条 本件業務の履行に関連し発生した著作物、発明、ノウハウ、アイデア等に関する著作権、特許権その他の無体財産権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む。以下「知的財産権」という。）は、追加の対価の支払いなく、その発生と同時に発注者に移転する。
- 2 受注者は、前項に基づき発注者に権利が移転した著作物を発注者又は発注者からその利用を許諾された者が利用することに関して著作者人格権を行使しないことに同意する。また、受注者は、当該著作物の著作者が受注者以外の者であるときは、当該著作者が著作者人格権を行使しないように必要な措置をとるものとする。
- 3 受注者は、本契約及び仕様書等の約定を遵守するため、必要な範囲で職務発明や著作権に関する管理規程その他の社内規程を整備するとともに、再委託先等がある場合には再委託先等にも整備させるよう努力するものとする。

(知的財産権等の非侵害の保証)

- 第 27 条 受注者は、発注者又は発注者から成果物の利用を許諾された者による本契約の目的に沿った成果物の利用が、第三者の知的財産権、営業秘密、肖像権、パブリシティ権、プライバシー権、その他の権利又は利益（以下本条において、「知的財産権等」という。）を侵害しないことを保証する。

- 2 発注者又は発注者から成果物の利用を許諾された者が、成果物の利用に関連して第三者の知的財産権等を侵害した旨の申立てを受けた場合、又は第三者の知的財産権等を侵害するおそれがあると発注者が判断した場合、受注者は、自己の費用と責任においてこれを解決するものとする。
- 3 前項の場合において、受注者は、発注者の指示に従い、受注者の費用負担において、知的財産権等の侵害のない他の成果物と交換し、成果物を変更し、又は当該第三者から成果物の継続利用のための権利の取得（利用許諾の取得を含む。）を行わなければならない。本項の定めは、発注者が受注者に対し損害賠償請求することを妨げない。
- 4 第2項の場合において、当該第三者からの申立てによって発注者又は発注者から成果物の利用を許諾された者が支払うべきとされた損害賠償額、その他当該第三者からの請求、訴訟等によって発注者に生じた一切の損害、及び申立ての対応に要した弁護士等の第三者に支払った費用その他の解決に要した費用は、受注者が負担するものとする。

第5章 秘密保持義務等

(秘密保持義務)

第28条 受注者は、発注者が秘密であることを示して受注者に開示する、又は受注者が本契約の履行に際し知得する発注者の技術上、営業上又は業務上の一切の情報（以下「秘密情報」という。）については、適切に管理し、秘密を保持する義務を負うものとする。ただし、次の各号いずれかに該当する情報については、この限りでない。

- (1) 開示を受け又は知得した際、既に受注者が保有していたことを証明できる情報
 - (2) 開示を受け又は知得した際、既に公知となっている情報
 - (3) 開示を受け又は知得した後、受注者の責によらずに公知となった情報
 - (4) 開示を受けた、又は知得した後、発注者が秘密でないと判断した情報
 - (5) 正当な権限を有する第三者から適法に取得したことを証明できる情報
 - (6) 発注者から開示された情報によることなく独自に開発・取得していたことを証明できる情報
 - (7) 第三者に開示することにつき、書面により事前に発注者の同意を得た情報（ただし、発注者が同意した特定の第三者に対して情報を開示する場合には、当該第三者に対する情報の開示についてのみ本条に規定する秘密保持義務が免除されるものとする。）
- 2 受注者は、本契約の終了時（中止若しくは解除の場合を含む。）、又は発注者が求めた場合、発注者の指示に従い、秘密情報を発注者に返却、再生不可能な状態に消失又は廃棄の上その旨を証する書面を発注者に報告するものとする。
- 3 受注者は、秘密情報の漏えい、滅失及び毀損等の事故が生じたときには、直ちに発注者に対して通知し、必要な措置を講じるとともに、その事故の発生から7日以内に、その事故の発生場所及び発生状況等を詳細に記載した書面をもって発注者に報告し、発注者の指示に従わなければならない。また、発注者から情報の管理状況等の確認を求められた場合は、速やかに報告するとともに、発注者は、必要があると認めるときは、受注者における情報の管理体制、管理状況等について、調査することができる。
- 4 本件業務の全部、又は一部を第三者に再委託する場合、受注者は当該再委託先等に対し、第1項から前項に定める措置を遵守させるものとする。

(個人情報の取り扱い)

第29条 個人情報に関する契約条項については、別記「個人情報取扱特記事項」によるものとする。

(談合等による解除)

第30条 発注者は、受注者がこの契約に関し次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が受注者に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第64条第1項の競争回復措置命令をし、その命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が受注者に対し独占禁止法第49条の排除措置命令をし、その命令が確定したとき。
- (3) 公正取引委員会が受注者に対し独占禁止法第62条第1項の納付命令をし、その命令が確定したとき。
- (4) 受注者（受注者が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条の罪を犯し、刑に処せられたとき。

（暴力団排除に係る解除）

第31条 発注者は、受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この条において同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 役員等（法人にあつては役員（非常勤の者を含む。）、支配人及び支店又は営業所の代表者が暴力団員であると認められるとき。
- (2) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 前2号に掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) この契約に係る下請契約又は資材及び原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (7) この契約に係る下請契約等に当たって、第1号から第5号までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）において、発注者が当該下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。
- (8) この契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を発注者に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

第6章 雑則

(調査)

- 第32条 発注者は、本契約に基づいて生じた損害賠償、違約金その他金銭債権の保全又はその額の算定等の適正を図るため必要がある場合、受注者に対し、その業務若しくは資産の状況に関して質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、参考となるべき報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に受注者の営業所その他の関係場所に立ち入り、調査させることができる。
- 2 受注者は、前項に規定する調査に協力するものとする。

(貸与品等)

- 第33条 受注者は業務の履行に必要な資料等（以下「貸与品等」という。）がある場合、発注者に申し出ることができる。発注者は、必要があると認められるときは、貸与する。
- 2 受注者は、貸与品等の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、借用書又は受領書を提出しなければならない。
- 3 受注者は、貸与品等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 4 受注者は、設計図書に定めるところにより、業務の完了、設計図書の変更等によって不用となった貸与品等を発注者に返還しなければならない。
- 5 受注者は、故意又は過失により貸与品等が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。

(存続事項)

- 第34条 発注者及び受注者は、本契約を完了若しくは中止し、又は本契約が解除された場合であっても、次に掲げる条項については、対象事由が消滅するまで、引き続き効力を有するものとする。
- 第14条、第17条、第23条、第25条、第27条、第28条、第29条、第36条、第37条及び第38条に規定する事項

(紛争の解決)

- 第35条 発注者及び受注者は、本契約の履行に関し、紛争又は疑義が生じた場合は、その都度協議して円滑に解決するものとする。

(準拠法)

- 第36条 本契約は、日本法に準拠し、日本法に従って解釈されるものとする。

(裁判所管轄)

第 37 条 本契約に関する紛争は、奈良地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(使用言語)

第 38 条 契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。

(特記事項)

第 39 条 本契約は令和 年 月 日から効力を有し、それ以降の行為については本契約に基づくものとして取り扱う。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないように、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(収集の制限)

第3 受注者は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 受注者は、発注者の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は発注者の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(漏えい、滅失及びき損の防止)

第5 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(従事者の監督)

第6 受注者は、この契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるように、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

2 受注者は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該契約による事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用される可能性があることその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第7 受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を発注者の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第8 受注者は、発注者が承諾した場合を除き、この契約による事務については自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

(資料等の返還等)

第9 受注者は、この契約による事務を処理するために、発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の完了後、直ちに、発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、当該指示に従うものとする。

(取扱状況についての指示等)

第10 発注者は、必要があると認めるときは、随時、個人情報の取扱状況について、受注者に対して、必要な指示を行い、若しくは報告若しくは資料の提出を求め、又は調査をすることができる。この場合において、受注者は、拒んではならない。

(事故発生時における報告)

第11 受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに、発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

(損害賠償等)

第12 受注者は、その責めに帰すべき事由により、この契約による事務の処理に関し、発注者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先の責めに帰すべき事由により、発注者又は第三者に損害を与えたときも、また同様とする。

2 発注者は、受注者がこの個人情報取扱特記事項の内容に反していると認めるときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。

情報セキュリティに係る特記事項

本業務委託の履行にあたり、奈良県情報セキュリティポリシーを遵守すること。特に下記の事項については留意すること

記

(認定・認証制度の適用)

第1条 個人情報等を取り扱う場合、ISO/IEC27001、ISMS 認証またはプライバシーマーク等の第三者認証を取得していることを明示すること

(情報へのアクセス範囲等)

第2条 取り扱う情報の種類、範囲及びアクセス方法を明確にすること(どの情報をどこに保存しているか、誰がどのようにアクセスできるのか明示すること)

(再委託先の情報セキュリティ)

第3条 再委託する場合は、元請けと同等以上の情報セキュリティ対策が確保されていること(再委託先がISO/IEC27001、ISMS 認証またはプライバシーマーク等の第三者認証を取得していること)を明示すること

(情報セキュリティ事故発生時の対応)

第4条 情報セキュリティ事故またはそのおそれを覚知した場合は、直ちに発注者側担当者に連絡するとともに、発注者と連携して迅速な対応を行うこと

(電子メール利用時の遵守事項)

第5条 インターネットメール送信時には、送信先メールアドレスに間違いがないか十分に確認すること。また、外部の複数の宛先にメールを送信する場合は、BCCで送信すること

(郵便等利用時の遵守事項)

第6条 郵便やファックスを送信する場合は、送り先や内容に間違いがないよう複数人で確認すること

(コンピュータウイルス等の不正プログラム対策)

第7条 奈良県の情報を取り扱うサーバーや端末等にはウイルス対策ソフトを導入するとともに、不正アクセスがないか監視すること

2 奈良県の情報を取り扱うサーバーや端末等で使用するOSやソフトウェアは、常に最新の状態に保つこと

(情報の持ち出し管理)

第8条 仕様書等で定める場合を除き、奈良県の情報を外部記録媒体等で持ち出しすることを禁止すること

(契約満了時のデータ消去)

第9条 契約満了後、特記ある場合を除き、委託先端末等に保存されている個人情報等は完全に消去の上、消去証明書を提出すること

(準拠法・裁判管轄)

第 10 条 データセンターを利用する場合、データセンターが国内の法令及び裁判管轄が適用される場所にあること

(契約満了時のアカウント削除)

第 11 条 クラウドサービス等でその利用を終了する場合、アカウントが正式に削除・返却されたことを明示すること

以上

公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）

本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。

- 1 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。
- 2 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。
 - ア 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第11条に規定する賃金をいう。）の支払を行うこと。
 - イ 健康保険法第48条の規定による被保険者（同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - ウ 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者（同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - エ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。
 - オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。
- 3 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。